

平成18年6月26日

各位

会社名 コムシード株式会社  
代表者名 代表取締役社長 福島 雄二  
コード番号 3739・名証セントレックス  
問合せ先 経営企画室 平井 孝佳  
(TEL 03-5217-5814)

## 大規模買付ルールの廃止に関するお知らせ

当社は、平成18年2月13日開催の取締役会において、「大規模買付行為」に関する対応方針をとりまとめ、「大規模買付行為への対応方針に関するお知らせ」を公表いたしました。が、本日開催されました当社取締役会において、本対応方針における「大規模買付ルール」を廃止することを決定しましたのでお知らせいたします。

### 1. 大規模買付ルールの目的

当社取締役会で設定した大規模買付ルールは、特定株主グループによる大規模買付行為が生じた場合、株主の皆様が十分な情報提供と検討期間の下に判断を行なうことを保証することを目的に設定したものであり、①大規模買付者による事前の情報提供、②大規模買付行為に対して十分な検討期間（60日間～90日間）を確保することを主な内容としております。（詳細については平成18年2月13日付「大規模買付行為への対応方針に関するお知らせ」をご覧ください）

### 2. 大規模買付ルール廃止の理由

大規模買付ルールは、上記のように株主の皆様の利益保護を目的とするものでありますが、一方で当社の企業価値向上に資する大規模買付を行なおうとする者にとっても、労力と時間を要求するものであるという欠点があります。とりわけ当社の中核事業であるインターネット関連事業、求人情報関連事業は、スピード経営重視のもとM&Aが活発に行なわれている業種であり、大規模買付ルールが株主全体の利益向上に資する大規模買付行為に対しても妨げになってしまう恐れがありました。

当社取締役会ではこのような可能性を考慮しつつ、大規模買付ルールの廃止に関して協議を致しました。廃止の判断を行なう上で基準としたのは、大規模買付ルールを廃止した場合でも、当社取締役会が株主の皆様へ投資判断を行なうために必要かつ十分な情報提供が出来るかどうかという点でした。

当社取締役会では慎重に協議を行なった結果、大規模買付行為に際して証券取引法に規定された公開買付け制度によって定められた情報開示の範囲内で、株主の皆様へ速やかに当社取締役会としての判断をお伝えすることでも、株主の皆様の利益を最大限に保護することが可能であると判断し、今回の決定を行なったものです。

### 3. 大規模買付行為への対応方針

当然のことながら、大規模買付ルール廃止後も大規模買付行為が生じた場合には、当社取締役会の判断を株主の皆様に対しお知らせしていく一方、株主全体の価値を毀損する恐れがあると取締役会が判断した場合には、その大規模買付行為に対して反対表明を行っていく方針です。

以 上